

今月のテーマ

浅田訴訟の経過と勝利の意義と課題

News Navi

2018年
7月号

を県知事宛に提出しました。

2・岡山市の詐欺的な処分更新と処分の本質

4月8日、重度訪問介護却下処分および福祉サービス143時間(内16時間移動介護)を2月15日に遡って支給するものでした。

4月11日、支援をする会主催の学習会を開催しました。この学習会で浅田さん処分の本質を①岡山市は障害者福祉に金を使わないという長年の習性で、いとも簡単に「死ね」の処分を行った。②浅田さんの生活を一切無視して障害者自立支援法(以下支援法)7条をねじ曲げて解釈してなおかつ厚労省通達を無視して「介護保険優先原則」を曲解したものであることを共通理解しました。

1) 岡山市長の決定を取り消す。

2) 却下当時の介護給付費支給決定をせよ。

3) 岡山市は原告に損害賠償金209万4037円を支払え。

■ 浅田訴訟の経過

2013年2月13日、脳性まひで手足に重度の障害のある浅田達雄さんは、岡山市より12日付けの「介護給付等不支給(却下)決定通知書」を受けました。65歳の誕生日の3日前に届いたこの処分を、彼は「岡山市に死ねと言われた」と障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会(略称障岡連)の仲間に訴え、仲間の励ました。受けた「理不尽で、わけのわからん岡山市の処分は、自分だけの問題ではない。絶対許せない」と闘う決意を固めました。後日、結成された「浅田達雄さんを支援する会」の支援を受けて、本格的に岡山の処分取消を求めて提訴の準備を開始します。

2月18日「提訴予告」の記者会見、2月28日～3月5日、労組・民主団体をめぐり支援団体加入の訴えと介護体制維持のカンパ要請の活動を急ピッチで展開します。3月19日、長期戦を覚悟した浅田さん、介護保険を申請。自らの信念に反して、介護保険の申請を強いられ、自分の生存のために不可欠な介護給付を受けるために一割自己負担を余儀なくされました。3月27日、処分の決定の取消を求める異議申し立ての審査請求書

7月3日、審査官岡山県知事は頭弁論で証人尋問が行われました。被告側の澤岡証人尋問(当時の福祉事務所長)は、岡山市障害福祉課の田中康広課長(当時)と

協議し、独善的な支援法7条解釈で浅田さんをはじめ市内の重度障害者に押しつけ、福祉サービスをいかに削るかを簡単におこなつている様を吐露しました。

12月6日、第21回口頭弁論の結果で原告浅田さんは「：私は、なにかまちがつたことをしたのか？」と介護保険を申請しなかったことが理由で処分されたが、支援法のどこに65になつたら介護保険を「申請せよ」とかかれているのか?と司法に再々度尋ね、「私の支援法による介護を打ち切った岡山市は私に65歳以上は人間として、岡山市民として生きるな」と命じたに等しいと、主張しました。

この訴訟で、見えてきたことは、岡山市の福祉行政集団は、いびつな障害者福祉觀をもつ集団であることです。基本的人權尊重の権利行使が、全国最低レベルにある岡山市の障害福祉を全国平均並みの行政集団に発達させることが、岡山の障害者運動の試金石であり、緊急かつ重要課題です。裁判勝利がこの課題解決に大きな力をあたえてくれると考えています。

及び社会生活上の深刻な被害を受けたことにより、重大な精神的苦痛を受けた(提訴状から)と訴えました。

以後、原告側は、被告の処分した理由の柱である「①支援法7条は、羈束法であり自治体の自由裁量は、認められない」について国会議員に働きかけました。

厚労省は、「平成26年8月、自立支援給付と介護保険制度との運用関係について運用等実態調査(資料1)をもつて、反論し岡山市の「支援法7条は、羈束法」を打破しました。

2016年10月12日の第18回口頭弁論で証人尋問が行われました。被告側の澤岡証人尋問(当時の福祉事務所長)は、岡山市障害

解説II「介護保険を拒否し、支援法による介護だけの道」を開いたことと、③アベノミクスの社会保障存権の権利の一つとして確立させたこと、④岡山市のいびつな障害者福祉施策と根底にある差別的障害者觀を改善させる大きな一步を踏み出す彈みをつけたことです。

以上のことから今後の課題は引き続き法廷内外の闘いを大きくし、控訴を取り下げさせる運動の強化と、高裁完全勝訴II控訴棄却の判決を得るべき最大限の運動が求められています。

この訴訟で、見えてきたことは、岡山市の福祉行政集団は、いびつな障害者福祉觀をもつ集団であることです。基本的人權尊重の権利行使が、全国最低レベルにある岡山市の障害福祉を全国平均並みの行政集団に発達させることが、岡山の障害者運動の試金石であり、緊急かつ重要課題です。裁判勝利がこの課題解決に大きな力をあたえてくれると考えています。

【資料1】厚労省の平成26年調査(原告最終書面より)

(2) 調査結果
厚労省調査の結果は多岐にわたるが、本件の主たる争点と密接に関係する部分は下記のとおりである。
記
ア 介護保険の申請勧奨に応じず、要介護認定等申請を行わないケースは、94の市区町村で発生していた。(甲44p6,2 (2) 項)
イ 上記94市町村は、「要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合」には、以下のとおり対応していた。(甲44p7,2 (3) 項)
A 障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う63市区町村(67.0%)
B 障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う15市区町村(16.0%)
C 障害福祉サービスの利用申請を却下する6市町村(6.4%)
D 申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない5市区町村(5.3%)
E その他5市区町村(5.3%)
すなわち、被告が行ったように障害福祉サービス利用申請を却下している市区町村は、岡山市以外には5市区町村しかなく、岡山市を含めても全体の6.4%しかなかった。これに反し、78市区町村(全体の83.0%)は、支給決定期限を短く設定する市区町村も含め、申請に応じて障害福祉サービスの支給を行っていた。
また、65歳に達しても、「介護保険サービスでは適切な支援は困難と判断した」との理由により、介護保険サービスを利用せず障害福祉サービスのみを支給されている障害者が1,705人あった。

■ 全面勝訴「不当処分でなく違法処分」
2018年3月14日、判決は岡山市長による平成25年2月12日付けの原告に対する介護給付費不支給決定(後日の変更部分を除き)を取り消すなど全面的に原告の主張を取り入れ浅田さんのまつとうなねがいに応えました。
全面勝訴の意義は、なにより①司法がきちんと受け止めたこと、②浅田さんが「仲間の65歳問題の

吉野一正(よしの かずまさ)
浅田達雄さんを支援する会

第一に「(岡山市)原処分は法第7条の趣旨及び厚生労働省通知並びに法第22条の趣旨等から妥当性を欠き、不当なものであった」としましたが、第二で「原処分の内、移動介護の却下を2月15日に遡って取り消す通知は、詐欺同様な手口で欺瞞による処分の見直しの第一段でした。併せて岡山市は、介護保険がない支援メニューを打ち切る7条違反を覆い隠すものでした。さらに、第二段の詐欺手法は、5月10日に要介護5の通知および福祉サービス143時間(内16時間移動介護)を2月15日に遡って支給するものでした。

4月11日、支援をする会主催の学習会を開催しました。この学習会で浅田さん処分の本質を①岡山市は障害者福祉に金を使わないという裁決を行いました。

2013年9月19日、浅田さんは、岡山地方裁判所に「岡山市介護給付費等不支給(却下)決定」に対し、処分取消を求め提訴しました。請求の趣旨は下記の通りです。

2・岡山市の詐欺的な処分更新と処分の本質

4月8日、重度訪問介護却下処分および福祉サービス143時間(内16時間移動介護)を2月15日に遡って支給するものでした。

4月11日、支援をする会主催の学習会を開催しました。この学習会で浅田さん処分の本質を①岡山市は障害者福祉に金を使わないと

とする処分の不当性を否定するという裁決を行いました。

2013年9月19日、浅田さんは、岡山地方裁判所に「岡山市介護給付費等不支給(却下)決定」に対し、処分取消を求め提訴しました。請求の趣旨は下記の通りです。

2・岡山市の詐欺的な処分更新と処分の本質

4月8日、重度訪問介護却下処分および福祉サービス143時間(内16時間移動介護)を2月15日に遡って支給するものでした。

4月11日、支援